

【リードバック①】

パイロットは管制官からの指示や承認を受信したとき、いろいろな形で Acknowledge しています。

AIM-J 277 項が 2016 年後期版で改訂され、その中では次のような分類をしています。ではどのような時にどのような Acknowledge が適切でしょうか？

- | | | |
|-------------|---|---|
| Acknowledge | } | ①コールサイン(受信証=Acknowledgement of Receipt) |
| | | ②コールサイン+「Roger」等の用語による応答 |
| | | ③コールサイン+概略のリードバック |
| | | ④コールサイン+完全な復唱 |

1.一番簡単なのはコールサイン

まず①についてです。無線局運用規則第 166 条第 1 項には、「受信証」の送信は「**航空機局の場合 自局の呼出符号又は呼出名称 1 回**」を送信して行うと書かれています。

つまり、航空機局は、自局のコールサインを送信することが「受信証」即ち Acknowledgement of Receipt になります。これは ICAO Annex 10 Vol II 5.2.1.9.2.3 に準拠しています。

ATC: JA5801, stand by for coordination.

PILOT: JA5801. (←受信証)

尚、無線局運用規則第 158 条によると通信設定後、混同のおそれがない場合、呼出符号は省略可能です。しかし通常航空局 1 局と複数の航空機局が通信をしていますから、航空機局側のコールサインは省略しません。従って①は航空機局にとって最もシンプルな Acknowledge です。

2.リードバックとは？

次に、管制官から「Read Back」と指示された場合はどうでしょう。管制方式基準 (I)5(10)によるとこれは「**通報を受信したとおりの全部復唱して下さい**」の意味なので、文字通りおうむがえしに復唱をすることになります。これは④です。一方パイロットが自主的に管制指示等をリードバックする場合は、とらうとする行動を確認してもらう趣旨です。無線通信は「**できる限り簡潔**」でなければなりません(無線局運用規則第 10 条)から、③が多いでしょう。尚、無線局運用規則には③や④に関する規定

はありません。「復唱要領」は AIP ENR 1.5 - 1.9 に、また ICAO では Annex 11 の 3.7.3 に Read Back に関する記載があります。

3.「Roger」「Wilco」は使っちゃダメ？

AIP の「復唱要領」には「Roger」や「Wilco」の用語は復唱する際の用語としては不適切である、と書かれています。「復唱」は相手が言ったことをそのまま言い返すことですから、そもそも管制官に言われたわけではない「Roger」や「Wilco」の語を「復唱」することはない筈ですが、滑走路誤進入防止対策のために発行されていた AIC を AIP に編入した経緯からこのように書かれています。

では「Roger」や「Wilco」は通信に全く使えないか、というところではありません。リードバック(③や④)を必要としない内容の指示に対してパイロットが意思表示をする場合は、自局のコールサインに加えて「Roger」「Wilco」「Unable」「Affirm」「Negative」、聞き取れなかった場合は「Say again」の用語を用います。これが②です。AIM-J 277 項では次のような例を挙げています。

ATC: JA5806, airport is 12 o'clock, 6 miles.

PILOT: JA5806, roger. (←「了解」)

ATC: JA5807, report airport in sight.

PILOT: JA5807, wilco. (←「了承し、そうします」)

これらの 2 例では、もし理解できなければ「Say again」、理解したものの従えなければ「Unable」と言う筈ですから、①の受信証だけでも意味は通じますが、一種のコミュニケーションツールとして「Roger」や「Wilco」が使われています。

通信内容の重要度に応じて、適切な組合せを選択して、送信することが必要ではないでしょうか。

今回は・・・

「コールサインは先か後か」です。おたのしみに。

この「ATC 再発見 Radio Telephony Meeting」は、JAPA ATS 委員会と ATCA 技術委員会が参加している R/T Meeting で討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。